法定化される協議会について

職業訓練に地域のニーズを適切に反映させること等により、効果的な人材育成につなげるため、訓練コースの設定や検証等について関係者間で協議する都道府県単位の協議会の仕組みを設ける。

構成員

都道府県労働局、都道府県、労働者団体、使用者団体、教育訓練実施機関、民間職業紹介事業者、特定募集情報等提供事業者、学識経験者　その他必要と認める者

	現行の訓練協議会の問題点		法定化による見直し	
①人材ニーズを踏まえた訓練コースの設定	**○大まかな人材ニーズの把握にとどまっている** ・主にハローワークの求人・求職情報によりニーズを把握しているため、当面の人手不足分野や不足人数などの把握にとどまる。 **○訓練実施計画では訓練実施分野や人数の設定にとどまっている** ・具体的な訓練コースの内容は定めていない。 ・デジタル分野の訓練が設定されていない地域がある。	法定化を機に運用を改善 →	**○将来的に必要とされるスキルも含めた詳細な人材ニーズを把握** ・労使団体などから、地域の今後の産業展開も踏まえた必要スキルなどのニーズ情報を把握。 **○把握したニーズを踏まえた訓練コースを訓練実施計画に設定** **○訓練実施計画と実際に設定された訓練コースのミスマッチを検証**	→ ニーズを踏まえた精度の高い訓練を実施
②訓練効果の把握・検証	**○個別の訓練コースの訓練効果の把握・検証が十分ではない**	法定化 →	**○訓練修了者や採用企業からのヒアリングも含め、訓練効果を把握・検証し、カリキュラムを改善（ＰＤＣＡ）。**	→ 個別コースの質の向上を促進